

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

多可町長

市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)	
地域名 (地域内農業集落名)	加美区 (轟集落)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月3日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、半数以上の農家が70才以上で高齢化が著しい。集落の平野部はほ場整備されており、主に水稻を作付している。また集落の両側を山に挟まれており、山際の農地は変形、狭小地で日当たりが悪く、獣害被害が多いため自己保全農地が増加している。集落内に営農組織や認定農業者はいないが、近隣集落から認定農業者(2名)や企業(1社)が集落内で耕作をしている。

施設面ではもともと共用であったポンプは現状個人管理しているが老朽化が進んでおり、獣害防止柵・水路とともに修繕が必要な状況である。

その他、多面的機能支払交付金を活用し、農会が中心となり集落(非農家?)の協力を得ながら獣害防止柵の点検や遊休農地の草刈りなどを実施しているほか、遊休農地の発生防止のためラベンダーを作付し出荷している。傾斜地の多い山際の農地の法面は中山間直接支払交付金を活用し草刈りを行っている。

【集落の基礎データ】

- ・農家軒数 29軒
- ・主な作物 水稻(コシヒカリ)、ラベンダー、そば、ごま、一般野菜

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻(コシヒカリ)を中心に作付し農地の集積・集約化を地域の理解を得ながら進めていく。山際の作付けのない農地は所有者が責任をもって管理することを基本とし、管理できない農地は、農会を中心に多面的機能支払交付金を活用して草刈り等の保全管理をするほか、農会が所有する草刈り機の貸し出しも引き続き行っていく。これまで通り水路掃除や草刈り、獣害防止柵等の点検を実施し、修繕が必要な個所は交付金を活用して適宜修繕を進める。また地域コミュニティの活性化のため、移住者が開催する体験活動等に集落が協力するとともに、地域内外からの新たな耕作者の確保に向けて協力体制の構築を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	18.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	18.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0.0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・集落の北部と南部の両方に農地を借りているケースもあることから、団地化する方向でせめてエリア決めができれば担い手も効率化が図れるが、他村からの耕作者が多く、現状では調整が非常に困難である。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・所有者の理解を得ながら積極的に農地中間管理機構へ預ける。
(3)基盤整備事業への取組方針
・多面的機能交付金の活用により修繕・整備を引き続き図っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・移住者による集落内での農業体験活動等に積極的に協力する。 ・移住者による新たな耕作や担い手となることへの支援をする。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の活用方針
・水稻の航空防除を農協へ委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①⑦水路掃除や草刈り、獣害防止柵等の点検は引き続き進めていく。
⑦集落(農会)で共用できる機械(草刈り機等)を今後も引き続き保持していく。